

文化産業振興資金

独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度を実施しておりますので、御活用ください。

融 資 対 象 となる方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、次のいずれかの要件を満たす方 ① 京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金の交付決定を受けている方 ② 京都・文化ベンチャーコンペティションにおいて賞を受けている方 ③ 元気印認定（京都府中小企業応援条例に基づく認定）を受けている方 ④ 「知恵の経営」認証（「知恵の経営」実践モデル企業認証制度要綱に基づく認証）を受けている方 ⑤ 経営革新承認（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認）を受けている方 《中小企業者》 ◎法人の場合… 府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合… 原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人（経営革新認定を除く） ※京都府税の滞納がないこと
資 金 使 途 融資期間等	◆運転資金・設備資金 10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可＞
融 資 利 率	◆年1.2%（固定金利）
融資限度額	◆2億円（運転資金8,000万円以内） ※ただし、保証協会の普通保証の利用可能額（⑤経営革新関連保証を利用する場合は別枠）の範囲内
担 保・保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府制度融資取扱金融機関 （ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、商工組合中央金庫 ）
承認・補助金等 についての 問い合わせ先	① 京 都 府 商 工 労 働 観 光 部 染 織 ・ 工 芸 課 （075-414-4856） ② 京 都 府 文 化 生 活 部 文 化 芸 術 課 （075-414-4219） ③～⑤京 都 府 商 工 労 働 観 光 部 産 業 振 興 課 （075-414-4851）

◆ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。